

大坪電気株式会社 御中

住 所 _____
会社名 _____
代表者 _____ 印

反社会勢力の排除に関する誓約書

_____（以下「当社」という）は、大坪電気株式会社（以下「貴社」という）との全ての取引契約に関して、東京都並びに契約履行地の自治体が定める「暴力団排除条例」、並びに政府による「企業が反社会勢力による被害を防止するための指針」に基づき、以下の通り確約をし、この誓約書を差し入れます。

1. 当社は、当社または当社の代表者、役員等、経営に実質的に関与している者、もしくは当社が貴社との取引・契約の履行のために使用する下請業者、委託先その他第三者（その使用する者が数次にわたるときはその全てを含み、以下「当社の関係者」という。）が、個人、または法人であることを問わず、現在、および過去において暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋等、その他の反社会的勢力（「企業が反社会勢力による被害を防止するための指針」の定義を援用し、以下、これらを併せて「反社会的勢力」という）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与し、または反社会的勢力と密接な関係、もしくは取引のある法人等でないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
2. 貴社は、当社または当社の代表者、役員等、経営に実質的に関与している者、若しくは当社の関係者が、次の各号の一に該当する場合、または、前項1の規定に基づく表明・確約に関して、虚偽の申告をしたことが判明した場合、若しくはこの誓約書の第4項に違背した場合には、何らの催告を要することなく、直ちに当社との取引・契約の全部または一部を解除することができます。
 - （1）貴社、または貴社の関係者に反社会的勢力であることを述べたとき
 - （2）反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - （3）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - （4）反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - （5）自らまたは第三者を利用して、貴社または貴社の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき
 - （6）その他前各号に準ずる行為があったとき
3. 当社は、この誓約書による各項の規定により、貴社から当社との取引・契約を解除された場合には、当社に損害が生じても貴社に何らこれを賠償、ないし補償を要求せず、この場合において、貴社に損害があるときは、当社はその損害を賠償します。
4. 当社は、当社または当社の関係者が反社会的勢力による不当要求、工事妨害または契約の履行妨害（以下併せて「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、または当社の関係者をして断固としてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点において、速やかに貴社にこれを報告し、貴社の捜査機関への通報および注文者への報告等に必要な協力を行います。
5. 当社は、貴社との取引・契約を履行するに際して、当社の関係者をして、この確約書において当社が反社会的勢力排除に関して確約した内容と同趣旨の内容について、書面により確約させ、その確約書を当社において取得し保管するとともに、貴社の求めに応じて、その原本を提示のうえ、写しを交付します。

以上